

「ゼロカーボンシティかごしま」の実現に向けた連携と協力に関する協定書

鹿児島市（以下「甲」という。）と九州電力株式会社鹿児島支店（以下「乙」という。）は、次のとおり連携と協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、相互に連携及び協力し、CO₂排出量の削減などに取り組むことにより、「ゼロカーボンシティかごしま」の実現に寄与することを目的とする。

（連携及び協力する事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- (1) エネルギーの効率的利用の推進に関すること
- (2) EVなど電気を活用したまちづくりに関すること
- (3) 市民の環境意識の向上に関すること
- (4) 災害に強いまちづくりに関すること
- (5) その他、地域課題の解決に関すること

（連絡調整及び定期的な協議）

第3条 甲と乙はこの協定による連携の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、前条に掲げる事項について定期的に協議を行うものとし、連携及び協力して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法や役割等に関し、取り決めるものとする。

（有効期間及び解約）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から特段の申立てがない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とする。その後においてもまた同様とする。
2 甲又は乙のいずれかがこの協定の解約を希望する場合は、解約予定日の30日前までに書面で相手方に通知することによりこの協定を解約できるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議の上、この協定を変更することができるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲と乙は、この協定の締結に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（その他）

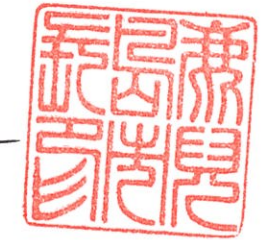
第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

上記の協定締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年11月29日

甲 鹿児島県鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市長

下鶴隆央



乙 鹿児島県鹿児島市与次郎2丁目6番16号
九州電力株式会社
執行役員鹿児島支店長

榑口和光

